

# 17 人権教育・平和教育の充実

(小・中)

16 平和と公正を  
すべての人に



— 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む —

人権教育及び平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基盤に、人権を尊重する心、思いやりの心や寛容、自立心、共生心などの豊かな心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成及び次世代に継承することを目指して行うことが重要である。

このため、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育や平和教育を教育計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて、組織的・計画的に推進する必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- 戦争体験者の減少
- 児童生徒が問いをもち主体的に考える平和教育へ
- 地域人材の活用や体験学習の積極的な導入

## (1) 学校の教育活動全体を通じて人権教育・平和教育の充実を図る

- ① 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしなが、**各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、人権教育月間及び『慰霊の日』**等に関する授業の充実を図るための**平和教育月間等**を設け、人権教育及び平和教育を推進する。また、各学期や年度ごとに**活動の点検・評価**を行い、**指導の改善に生かす**ことで、人権教育及び平和教育の充実を図る。
- ② **全教職員が人権教育及び平和教育の指導のあり方について研修の機会**を持ち、教職員間で共通理解を図る。そのため、**校内に推進組織を位置付ける**など**全職員による指導体制の確立**に努める。
- ③ 人権教育や平和教育を推進するにあたっては、**児童生徒の発達の段階を踏まえて**、判断力や社会的経験を配慮する。

## (2) あらゆる他者を価値ある存在として尊重していく人権教育の推進

- ① 一人一人の児童生徒が、**自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重していくことができるよう、支持的風土の醸成**に努める。
- ② 児童生徒や教職員の人権意識を高めるため、「**人権を考える日**」(月1回)等の**取り組み**を充実させる。
- ③ 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し**外部講師を活用**した講話の実施や、様々なボランティア活動や社会体験活動、高齢者や障害者等との交流を行うなど**体験活動の充実**を図りながら、指導の工夫・改善に努める。



## (3) 児童生徒が「問い」を持って主体的に考えていける平和教育の推進

- ① 戦争体験者の高齢化により語り手が減少する中、**児童生徒が「問い」を持って平和について主体的に考えることができる平和教育を推進**する。そのため、教職員の経年研修や校内研修等において平和教育を位置付け、教師の指導力の向上を図るとともに、研鑽を深める。
- ② 平和教育を充実させるため、学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた教材を開発するとともに、**平和学習ポータルサイトを活用し、地域の戦跡や資料館、証言等の文献などを調べたり、実地調査を行う**等**体験的な学習**を行う。また、**地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携**を図り指導の充実を努める。



### ■関連資料■

- |                                           |            |        |
|-------------------------------------------|------------|--------|
| ◎『沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいる宣言)』                | 沖縄県        | 令和 3年  |
| ◎『平和学習ポータルサイト』                            | 沖縄県教育委員会   | 平成 28年 |
| ◎『学校現場で使える資料館活用術10のスキル』                   | 沖縄県平和祈念資料館 | 平成 27年 |
| ◎『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～』 | 文部科学省      | 平成 20年 |
| ◎『信頼される教職員をめざして—人権ガイドブック(改訂版)』            | 沖縄県教育委員会   | 平成 19年 |

# 17 人権教育・平和教育の充実 (高等学校)

— 生命の尊重と平和を希求する態度の育成 —



人権教育及び平和教育は、生命の尊重や個人の尊厳の考え方を、実生活の中に生かすことができるようにすることが大切であり、学校教育においては、生命を尊重し、他人の立場を理解し、思いやりや寛容の精神を育成することが重要である。

このため、本県の歴史の特性、生徒の発達の段階や各教科の特質に応じるとともに、『平和教育指導の手引き』及び『人権ガイドブック(改訂版)』等の基本的考え方と指導指針を踏まえ、学校の教育計画に位置付け、教育活動全体を通して、組織的・継続的に推進する必要がある。

## ここがポイント(取組の重点)

- 人権教育は普遍的理念に基づく人権教育の周知・理解に課題。
- 平和教育は戦争体験者の減少に伴う体験的な学習の充実に課題。
- ◇「子どもたち自身の人権」を尊重する意識に重点。
- ◇「体験的な学習の充実」に重点。

## (1) 指導体制の確立と各教科等との関連を図る

- ① 校長を中心として、**全教職員が人権教育及び平和教育の指導に関する研修の機会を持ち、共通理解を図る**。その際、特に生徒の実態に応じた適切な内容・取扱いなどを工夫する。そのため、校内に推進組織を位置付けるなど指導体制の確立に努める。
- ② 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の目標や内容と、人権教育及び平和教育に関わる内容との関係を明確にし、それぞれの有機的な関連を図る。

## (2) 人権教育の指導の工夫・改善を図る

- ① 生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」(月1回)の取り組みを充実させる。
- ② 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し、ボランティア活動などの社会体験、高齢者や障害者等との交流などの体験活動の機会の充実に努める。

## (3) 平和教育の指導の工夫・改善を図る

- ① 具体的な素材を取扱う場合、世界の平和を希求するという視点に立って慎重に取り扱うとともに、客観的な資料をもとに指導する。また、生徒に特定の見方や考え方を押しつけないよう指導の工夫・改善に努める。
- ② 平和教育を充実させるため、**平和学習ポータルサイトを活用し、野外巡検や実地調査等の体験的な学習を行う**。また、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り指導の充実に努める。

### ■関連資料■

- ◎ 『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～  
文部科学省 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 平成 20 年
- ◎ 『信頼される教職員をめざして一人権ガイドブック(改訂版)』  
沖縄県教育委員会 平成 19 年
- ◎ 『同じ空の下、みんな生きている』  
沖縄県教育委員会 平成 15 年
- ◎ 『平和学習ポータルサイト』  
沖縄県教育委員会 平成 28 年
- ◎ 『沖縄における人権教育に関する学習教材・資料等の作成状況』  
沖縄県教育委員会 平成 14 年
- ◎ 『子どもの人権を守るために』  
沖縄県教育委員会 平成 13 年
- ◎ 『沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)』  
沖縄県教育委員会 令和 3 年
- ◎ 『信頼に満ちた学校を一体罰によらない生徒指導の在り方一』  
沖縄県教育委員会 平成 13 年

# 17 人権教育・平和教育の充実 (特別支援学校)

— 生命の尊重や個人の尊厳及び平和を希求する心を育む —



人権教育及び平和教育は、国際社会の平和と共生の精神を養い、実生活の中に生かすことができるようにすることが大切であり、学校教育においては、命の大切さや思いやりの心、善悪の判断や公共などの規範意識、自立心、美しいものに感動する豊かな感性を育む必要がある。

このため、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮した人権教育・平和教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して、組織的・継続的に推進する必要がある。また、内容の指導に当たっては、幼児児童生徒個々の障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導するよう工夫する必要がある。

幼小中高等学校の教育課程を履修する幼児児童生徒については、各校種の記載内容も考慮し、準用する。

ここがポイント(取組の重点)

- 命の大切さや思いやりの心を育む。
- ◇ 発達の段階に応じた活動を教育課程に位置付け、教育活動全体を通して推進。

## (1) 指導体制の確立と各教科等との関連を図る

- ① 校長を中心として、**全教職員が人権教育及び平和教育の指導に関する研修の機会**を持ち、共通理解を図る。その際、特に幼児児童生徒の**実態**に応じた**適切な内容・取扱い**などを工夫する。そのため**校内に推進組織を位置付ける**など指導体制の確立に努める。
- ② **人権教育及び平和教育の目標や内容を各教科等の目標や内容に有機的に関連付けながら年間指導計画**を作成し、指導を行う。

## (2) 人権教育の指導の工夫・改善を図る

- ① 幼児児童生徒や教職員の人権意識を高めるため、「**人権を考える日**」(月1回)の**取組**を充実させる。
- ② 自他の人権を尊重する態度を培うため、**家庭や地域、関係機関と連携**し、幼児児童生徒が**自主的・主体的に学習する多様な体験学習や交流及び共同学習の推進**に努める。
- ③ 学校は、人権教育に関する関係法令等について、**教職員及び保護者、地域社会への理解啓発**に積極的に努める。

## (3) 平和教育の指導の工夫・改善を図る

- ① 具体的な素材を取扱う場合、**世界の平和を希求する**という視点に立って慎重に取扱うとともに、**客観的な資料をもとに指導**を行う。また、幼児児童生徒に**特定の見方や考え方を押しつけないよう指導の工夫・改善**に努める。
- ② 平和教育を充実させるため、**平和学習ポータルサイトの活用や地域の人材を活用**する等、幼児児童生徒の**実態**に合わせて指導内容や指導方法の工夫を図る。

### ■ 関連資料 ■

◎ 『人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]補足資料』	文部科学省	令和3年
◎ 『沖縄県いじめ対応マニュアル』～改訂版～	沖縄県教育委員会	平成29年
◎ 『平和学習ポータルサイト』	沖縄県教育委員会	平成28年
◎ 『平和教育関連施設マップ』	沖縄県教育委員会	平成27年
◎ 『障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律について(通知)』	文部科学省	平成24年



## 18 国際理解教育・外国語教育の推進 (小・中)

— 国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成 —



グローバル化が急速に進展する中で、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々と共に協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められている。

小・中学校においては、小学校段階からの国際理解教育の充実を図り、コミュニケーションの手段としての外国語(英語)に慣れ親しませ、外国語(英語)を用いて、コミュニケーションを図る楽しさを体験させるなど、中学校外国語(英語)教育との円滑な接続と学びの連続性を踏まえたコミュニケーションを図る資質・能力を育成していく。

ここがポイント(取組の重点)

- 学びの連続性を生かしたコミュニケーションを図る資質・能力の育成
- ◇ 小中の連携を意識した、授業改善

### (1) 学校の教育活動全体を通じて国際理解教育の推進を図る

- ① 各教科等の目標や内容との関連を踏まえた全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育に取り組む。
- ② 国際理解教育においては異なる考えや意見を受け入れるなど、相手を思いやる心の育成を重視し、それらを基盤とした取組を重視する。
- ③ 特別活動や総合的な学習の時間等において、地域の外国人の活用及び米人学校との交流や JICA 沖縄国際センターによる国際理解事業等の活用により、自国や外国の文化に対する理解を深め、異なる文化を持った人々と協調して生きていく態度などを育成する。

### (2) 小学校における外国語活動と外国語科の充実を図る

- ① 外国語活動や外国語科の授業は、学習指導要領や地域、学校および児童の実態を踏まえた年間指導計画を基に、学級担任や小学校英語専科教員、ネイティブスピーカーなどを活用したチームティーチング等、指導方法を工夫する。
- ② 小学校高学年の教科としての外国語を充実させコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
- ③ 担任または小学校英語専科教員が中心となり、外国語活動や外国語科の指導が展開できるように、指導方法の研究や教材作成等に係る校内研修を行う。

### (3) 中学校の外国語(英語)教育の充実を図る

- ① 小学校外国語活動や外国語科の学習内容について理解するとともに、外国語科の授業参観等を行うなど小学校との連携を図り、系統的な指導に生かす。
- ② 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせる。
- ③ 国際化社会における英語の重要性と必要性を理解させるとともに、具体的な目標を立てさせることや外国人との交流会等を積極的に実施するなど、学習意欲を高める指導を行う。

#### ■ 関連資料 ■

- |                                                      |           |         |
|------------------------------------------------------|-----------|---------|
| ◎ 『小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編』                           | 文部科学省     | 平成 29 年 |
| ◎ 『中学校学習指導要領解説 外国語編』                                 | 文部科学省     | 平成 29 年 |
| ◎ 『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』<br>— 小学校 外国語・外国語活動 — | 国立教育政策研究所 | 令和 2 年  |
| ◎ 『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』<br>— 中学校 外国語 —       | 国立教育政策研究所 | 令和 2 年  |

# 18 国際理解教育・外国語教育の推進 (高等学校)

— 国際社会に対応できる国際理解教育・外国語教育の推進 —



急速に進展する国際社会の中で、地域特性と優位性を生かした国際交流拠点の沖縄を担う人材育成を図るため、自国の文化を尊重し異文化を理解する態度や国際協調の精神等を教育活動の中で育む必要がある。

このため、学校においては、コミュニケーション能力の育成を目指した国際理解教育や外国語教育を進めるとともに、地域の国際交流活動への参加や姉妹校交流等を図るなど、国際的な体験活動等の拡充に努める。

また、生徒の多様な実態に対応するため、カリキュラムや指導方法等の創意工夫、教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手の活用を一層推進する。さらに、近隣アジア諸国の言語をはじめ、英語以外の多様な外国語教育についても重視する。

ここがポイント(取組の重点)

- 生徒の英語力は向上傾向にあるが、国・県の目標達成に至っていない。
- ◇新学習指導要領の趣旨を踏まえた「指導と評価の一体化」の視点による授業改善に重点。

## (1) 国際理解教育の推進を図る

- ① 広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うよう努める。
- ② 言語や文化に対する関心を高め、これらを尊重する態度を育てるとともに、豊かな心情を養うよう努める。
- ③ 諸外国や自国の生活や文化についての理解を深め、国際的な視野を広げ、公正な判断力を養うよう努める。
- ④ 地域、学校等における様々な国際交流事業や国際的体験活動等に参画する機会を推進し、外国語によるコミュニケーション能力の育成と多様な異文化に対する理解を深めるよう努める。
- ⑤ 帰国・外国人児童生徒等の受け入れを円滑に進め、国際理解や多文化共生の考え方に基づく取組を行う。

## (2) 外国語教育の改善・充実を図る

- ① コミュニケーション能力の育成を重視した外国語教育を一層推進するため、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の総合的な英語力の向上に努める。
- ② 学習指導要領に基づいて、学校や地域の実態に応じた教育実践の取組を強化する。
- ③ 生徒の多様な実態やニーズに対応するため、指導方法の一層の改善・充実、教員の指導力の向上を図り、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた具体的なアクションプランを積極的に作成する。
- ④ 外国語指導助手等の活用をさらに図り、英語以外の外国語教育の推進にも積極的に努める。
- ⑤ 小学校、中学校、高等学校と連続性のある英語教育を推進するため、校種間連携の充実を図る。

### ■関連資料■

◎『高等学校学習指導要領』(第8節 外国語)	文部科学省	平成30年
◎『各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DO」リスト」の形での学習到達目標設定のための手引き』	文部科学省	平成25年
◎『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』(高等学校 外国語)	国立教育政策研究所	令和3年

# 18 国際理解教育・外国語教育の推進 (特別支援学校)

## － 国際社会に対応できる国際理解教育・外国語教育の推進 －

10 人や国の不平等をなくそう



社会の急速なグローバル化進展の中で、国際理解教育をこれまで以上に充実し、多様な文化や言語への理解を深めることで、国際社会で交流・活躍できる人材を育成していくことが求められている。

国際化が進展する中で、広い視野とともに、異文化に対する理解や異なる文化をもつ人々と共に協働していく態度などを育成することが重要である。

小・中・高等学校の教育課程を履修する児童生徒については、各校種の記載内容も考慮し、準用する。

### ここがポイント(取組の重点)

- 英語圏以外の国籍を持つ児童生徒への対応が課題。
- ◇「体験的に理解し、コミュニケーションを図ること」に重点。

### (1) 国際理解教育の推進

- ① 国際理解教育の推進に当たっては、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習(探究)の時間等を含めた学校の**教育活動全体の中で取り組むこと**。その際、それぞれの教科等における**学習の関連**を常に意識するなど、国際理解教育の視点から授業に広がりや深まりをもたらすようにする。
- ② 実際に起こっている身近な出来事や人との関わりの中で事象を捉えたり、外国語やその背景にある文化について**体験的に理解**したりしていくように進める。
- ③ 地域、学校等における様々な国際交流事業等への参加を通して諸外国や自国の生活や言語、文化についての関心を高め、これらを尊重する態度を育てるとともに**豊かな心情を養う**よう努める。

### (2) 外国語によるコミュニケーション能力の育成を図る

- ① 個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して、**適切な指導内容の精選**に努めたり、**重点の置き方を工夫**したりする。
- ② 指導に当たっては、**自立活動における指導との密接な関連**を保ち、学習効果を一層高めるようにする。
- ③ 知的障害のある児童に対する外国語活動では、「聞くこと」、「話すこと」の指導を重視し、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりしながら、**コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成**する。
- ④ 外国語を通して他者とコミュニケーションを図ることの必要性や楽しさを味わうことができるよう工夫する。
- ⑤ 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、**主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度**を養う。
- ⑥ 外国語指導助手(ALT)等の積極的な活用や教育支援機器等の効果的な利用に努める。

### (3) 帰国・外国人児童生徒の教育の充実を図る

- ① 帰国・外国人児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、当該児童生徒が自信や誇りを持って、学校生活において自己実現が図られるよう指導・援助に努める。
- ② 帰国・外国人児童生徒の特性を生かし、**相互に啓発し合う環境づくり**に努める。
- ③ 学校生活への適応を図るとともに、**外国における生活経験を生かす**などの適切な指導を行う。

#### ■関連資料■

◎『特別支援学校学習指導要領解説総則等編(高等部)』	文部科学省	平成31年
◎『特別支援学校学習指導要領解説総則編(幼・小・中)』	文部科学省	平成30年
◎『特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小・中)』	文部科学省	平成30年
◎『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』	文部科学省	平成29年
◎『小学校学習指導要領解説 外国語編』	文部科学省	平成29年
◎『中学校学習指導要領解説 外国語編』	文部科学省	平成29年